

山梨県土砂運搬適正化指導要綱

第1 目 的

この要綱は、大量の土砂を運搬することによる交通事故及び生活障害を防止するため、山梨県、山梨県警察本部、関東運輸局山梨運輸支局及び事業者が一体となって適切な措置を講ずることを目的とする。

第2 定 義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 1 土 砂 土、砂利（砂及び玉石を含む。）及び砕石をいう。
- 2 土 砂 の 運 搬 自動車により土砂を運搬することをいう。
- 3 生 活 障 害 土砂の運搬により騒音、震動、粉じん等の発生で生活環境が損なわれ、又は道路、橋梁等の公共物が損傷され、その他公共の福祉に反する事態が生ずることをいう。
- 4 事 業 者 土砂の運搬を伴う工事等の発注者、受注者又は工事等に関わらず単に土砂の運搬を行おうとする者。
- 5 土砂運搬事業者 実際に土砂の運搬を行う者。

第3 事前協議

- 1 3,000立方メートル以上の土砂の運搬をしようとする事業者は、地域県民センター所長と、事業の実施が決まった時点において、速やかに、次の事項について土砂運搬事前協議書（様式第1。以下「事前協議書」という。）及び図面により協議するものとする。
 - （1）土砂運搬事業者
 - （2）土砂発生（採取）の元となる事業名称等
 - （3）運搬土砂量及び土砂発生（採取）量
 - （4）運搬期間及び運搬の目的
 - （5）土砂発生（採取）場所、運搬先及び運搬経路（図面）
 - （6）路線別の月別運搬回数、日運搬回数（片道）及び運搬車両間隔
 - （7）運行時間
 - （8）過積載、粉じんの発生、水たれ、荷こぼれ、無謀運転、踏切事故等の防止方法
 - （9）道路及び道路の付属物の維持補修、交通安全施設の整備等に係る具体的措置
 - （10）交通監視員及び道路清掃員の配置
 - （11）その他交通事故及び生活障害防止の方法
 - （12）基本的基準の特例等その他必要な対応
 - （13）他法令の許認可の有無
 - （14）緊急時連絡先

(15) 暴力団員等との関係の有無

- 2 事前協議書の(1)から(14)の事項を、当該事業の運搬計画とする。
- 3 地域県民センター所長は、3,000立方メートル未満の土砂を運搬しようとする事業者であっても、交通事故又は生活障害の発生するおそれ大きいと認めるときは、1の協議をするよう指導するものとする。
- 4 1の協議に係る事前協議書及び図面は、運搬する土砂の発生地又は運搬経路を管轄する地域県民センター所長に提出し、複数の地域県民センターの管轄区域にまたがる場合は、主たる土砂の発生(採取)場所又は運搬経路を管轄する地域県民センター所長に提出するものとする。
- 5 別記関係法令に基づく許認可又は届出に係る事務を所管する所属長(以下「関係課長等」という。)は、当該事務に係る事業において、3,000立方メートル以上の土砂の運搬をする場合、事業者に対して1の協議をするよう指導するものとする。ただし、運搬する土砂が、3,000立方メートル未満であっても、交通事故又は生活障害の発生するおそれ大きいと認めるときは、事業者に対して1の協議をするよう指導するものとする。

第4 事前協議の審査及び調整

- 1 地域県民センター所長は、第3の協議があったときは、必要に応じ運搬経路に係る道路管理者、警察署長及び市町村長から意見を聴き、当該事項について、山梨県土砂運搬適正化指導要綱に関する基本的基準に基づいて審査及び調整を行い、必要に応じた措置を講ずるものとする。また、運搬経路が複数の地域県民センターの管轄区域である場合は、申請を受けた地域県民センター所長が、他の地域県民センター所長に協議し必要に応じた措置を講ずるものとする。
- 2 地域県民センター所長は、第3の協議のうち特に必要と認める事業については、総合県民支援局長に協議するものとする。
- 3 総合県民支援局長は、前項の協議に係る事業及び山梨県土地利用調整会議に係る事業については、必要に応じ県土整備部長、交通部長、当該運搬経路に係る関係機関の長及び市町村長と当該協議に係る事項の審査及び調整を行い、その内容について地域県民センター所長に通知するものとする。
- 4 地域県民センター所長は、基本的基準に基づいた審査及び調整を行った結果、提出のあった事前協議書の記載内容の変更が必要となった場合は、事業者に対し事前協議書の修正を求めるものとする。

第5 協定の締結等

- 1 地域県民センター所長は、第4の事前協議の審査及び調整が整った場合、事業者と次の事項について、土砂の運搬に伴う交通事故及び生活障害の防止に関する協定書(様式第2。以下「協定書」という。)により協定を締結するものとする。ただし、事業者が山梨県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)また、法人でその役員のうち暴力団等に該当する者及び暴力団員等と密接な関係を有する者である場合は、

協定の締結を行なわないものとする。

- (1) 運搬計画の履行義務
 - (2) 指導
 - (3) 協定書の写しの携行
 - (4) 改善措置
 - (5) 運搬計画の変更の協議
 - (6) 通知義務
 - (7) 公共物の補修等
 - (8) 協定の取消し
 - (9) 有効期間
 - (10) その他
- 2 協定書には、事前協議書を添付するものとする。
 - 3 協定締結後、事業者が暴力団員等であると確認されたときは、既に締結した協定を取り消すものとする。
 - 4 地域県民センター所長は、事業者に対し、協定を締結するまでは、土砂の運搬に着手しないよう指導するものとする。

第6 変更協議と変更協定の締結等

- 1 事業者は、協定書に添付した事前協議書の運搬計画の内容を変更しようとするときは、地域県民センター所長と、土砂運搬変更協議書（様式第3。以下「変更協議書」という。）により変更協議を行うものとする。ただし、軽微な変更をしようとするときは、その協議を省略することができる。
なお、地域県民センター所長が、特に必要と認める場合には、新たな事業として第3の事前協議を改めて行うことができる。
- 2 地域県民センター所長は、1により変更協議があった場合においては、第4に準じて審査及び調整を行う。
- 3 地域県民センター所長は、2の変更協議の審査及び調整が整った場合、土砂の運搬に伴う交通事故及び生活障害の防止に関する変更協定書（様式第4。以下「変更協定書」という。）により変更協定を締結するものとする。
- 4 変更協定書には、変更協議書を添付するものとする。

第7 土砂採取者に対する指導

森林整備課長及び治水課長は、土砂採取者の別記関係法令に基づく許認可の申請を受理したときは、その事業の運営上交通事故及び生活障害の防止について、あらかじめ申請地を管轄する地域県民センター所長と協議するよう指導するものとする。

第8 事業者に対する監督及び指導

関係部局長は、市町村長の協力を得て協議に係る事項及び第5の協定等に定める事項の確実な実施について所管する公共事業を監督するほか、事業者に対し土砂の運搬に伴う交通事故及び生活障害の防止について必要な措置を講じさ

せるものとする。

第 9 土砂運搬事業者団体の結成

関東運輸局山梨運輸支局長、総合県民支援局長、森林環境部長、産業政策部長、農政部長、県土整備部長、警察本部長、及び公営企業管理者は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法」（昭和42年法律第131号）等の趣旨に沿って、土砂運搬事業者の団体の結成を促進するとともに、当該団体に加入している土砂運搬事業者に対し、優先的に受注の機会を与えること等の措置により、その健全な育成に努めるものとする。

第 10 土砂運搬対策協議会

- 1 関係機関の緊密な連携のもとに、この要綱の適確な実施を図るため、土砂運搬対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 協議会は次の任務を行う。
 - （1）土砂の運搬に伴う交通事故及び生活障害の防止を図るため、第4の1に定める基本的基準の作成に関すること。
 - （2）土砂の運搬に伴う交通事故及び生活障害の防止を図るため、具体的措置の調整及び実施に関すること。
 - （3）協議に係る事項のうち重要なものの審査及び調整に関すること。
- 3 協議会は次の者をもって構成する。

関東運輸局山梨運輸支局長、地域県民センター所長、県民生活支援課長、森林環境政策課長、森林整備課長、治山林道課長、大気水質保全課長、産業政策課長、耕地課長、県土整備総務課長、道路整備課長、道路管理課長、治水課長、都市計画課長、交通企画課長、交通指導課長、交通規制課長
- 4 協議会には、必要に応じ関係道路管理者、市町村長、土砂運搬事業者、工事施工者等の代表者及び学識経験のある者を参加させることができる。
- 5 協議会は、必要に応じ、3に掲げる者の一部をもって開くことができる。
- 6 協議会は、県民生活支援課長が主宰し、庶務は県民生活支援課が行う。

第 11 指導上の注意

この要綱に基づく指導は、土砂の運搬に伴う交通事故及び生活障害の防止を図るため相当と認められる限度で行うものとし、かつ、これによって関係者の事業活動を不当に制約することのないよう配慮するものとする。

附 則
この要綱は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別 記

関係法令

- 1 採 石 法 (昭和25年法律第291号)
- 2 森 林 法 (昭和26年法律第249号)
- 3 地すべり等防止法 (昭和33年法律第 30号)
- 4 宅地造成等規制法 (昭和36年法律第191号)
- 5 河 川 法 (昭和39年法律第167号)
- 6 砂利採取法 (昭和43年法律第 74号)
- 7 都市計画法 (昭和43年法律第100号)
- 8 砂 防 法 (明治30年法律第 29号)
- 9 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第 57号)
- 10 道 路 法 (昭和27年法律第180号)
- 11 地方公営企業法 (昭和27年法律第292号)
- 12 公有水面埋立法 (大正10年法律第 57号)
- 13 山梨県土採取規制条例 (県条例第32号)